

阿賀野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 2月26日

阿賀野市教育委員会

教育長 小泉 明美

阿賀野市教育委員会規則第 3 号

阿賀野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年阿賀野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

(9) 市立認定こども園に関すること。	民生部の部長及び子ども課の職員
---------------------	-----------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。